

滋賀医科大学地域医療教育研究拠点に関する協定書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「乙」という。）及び東近江市（以下「丙」という。）は、甲が設置し、乙及び丙が運営協力する滋賀医科大学地域医療教育研究拠点（以下「教育研究拠点」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 教育研究拠点は、乙及び丙の要請に基づき、甲において、地域医療を再生するために設置し、地域における医療活動を通して、地域医療を担う医師に対する教育及び地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を行い、もって地域医療を組織的に確立することを目的とする。
- 2 教育研究拠点の活動拠点を乙の東近江総合医療センター（以下「センター」という。）内に設ける。
- 3 教育研究拠点は、甲の総合内科学講座及び総合外科学講座（以下「両講座」という。）が運営するものとする。

（業務）

- 第2条 前条の目的を達成するため、甲は両講座において、次の業務に取り組むこととする。
- 一 学生及び臨床研修医の臨床能力の向上を図るための教育・研修に関すること。
 - 二 総合診療医及び総合診療の知識、技術、使命感を有する専門医の養成に関すること。
 - 三 地域医療における医師派遣システムを構築するための研究に関すること。
 - 四 持続的な医師確保システムを構築するための研究に関すること。
 - 五 地域における医療提供（医師配置のあり方）に関すること。
 - 六 乙及び丙との相互協力による地域医療支援に関すること。
 - 七 その他、地域医療の支援に関すること。
- 2 前項第六号及び第七号については、乙との共同事業として業務に取り組むこととする。

（人員）

- 第3条 両講座のうち、総合内科学講座には教員9名、総合外科学講座には教員5名を置き、前条の業務を行うものとする。

（期間）

- 第4条 教育研究拠点の運営に係る乙及び丙の協力期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 2 前項の協力期間の終了3ヶ月前までに、いずれの協定当事者からも文書による改廃の申し出がない場合、本協定と同一の条件にて、更に1年間の更新を行うものとし、以後同様とする。

（運営）

- 第5条 教育研究拠点の円滑な運営のため、乙はセンターの健全な運営を行

い、丙はこれに協力するものとする。

(変更)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定書に定める事項について変更を行う必要が生じた場合は、速やかに、他の協定当事者にその理由を付して申し出るものとする。

2 前項の申し出があった場合、甲、乙及び丙はその対応のため誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項、本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙はその都度、誠意をもって協議する。

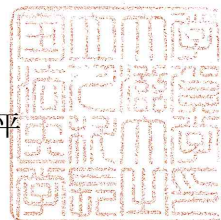
この協定を証するため本書3通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月3日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学長

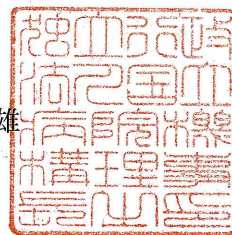
塩田 浩平



乙 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

独立行政法人国立病院機構理事長

楠岡 英雄



丙 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長

小椋 正清

